

一時保護前

視点：予防的支援の拡充

【課題】

- ◆相談・通告により家庭訪問した際など、家庭等の状況に応じて各種支援事業へと繋げているが、利用枠数の不足等により、必ずしも新規利用に至らない場合がある。
- ◆保護や措置に至る前の、家庭維持（予防的支援）に向けた取組が必要。

【求められている支援】

家事・育児ヘルパー／ショートステイ／障害児向けのショートステイ及び移動支援（主に通学支援）
登校・登園支援／夜間（22～23時頃まで）の居場所提供／食事提供

○パーマネンシー保障の観点からも、これらの事業を拡充し、児童福祉司等が確実に支援に繋げることができ体制を整備することで、保護等に至る前から家庭維持に向けた援助を展開していく必要がある。

【方針案】

○ショートステイ協力家庭や養育家庭のリクルート強化。

- ・現状、別々に募集活動をしており、募集内容と家庭の希望内容が一致しなかった場合、そこで関係が途切れてしまう。
- ・募集・PR活動を合同実施することで、子どもの預かり方について多様な選択肢を提示し、確実な応募へと繋げる。

○未委託の養育家庭に対して、ショートステイ協力家庭への登録を促進。

○新たな区内資源として、ショートステイ・トワイライトステイ機能を有する施設の設置を検討。
（可能な限り、22～23時頃までの預かり体制を構築。）

一時保護

視点：家庭的な環境における保護、一時保護所の定員超過の解消

【課題】

- ◆区一時保護所は小規模であるため、家庭的環境が提供できる一方で定員が限られている。一時保護所の慢性的な定員超過は、子どもの権利擁護の観点から解消が必要（特に学齢男子は他自治体や施設でも定員が埋まっていることが多く、保護先の決定に時間を要す場合がある。）。

方針案 1：里親への一時保護委託の推進

- 家庭的な環境での保護が可能となるほか、登園・通学をはじめとした養育環境の変化を抑えられる。
- 一時保護所の定員超過状況も踏まえ、十分な家庭数を確保する必要がある。【目標：1学区2家庭】
 - ・比較的ハードルが低いと思われる、“短期間のみの養育家庭”を重点的にリクルート。
 - ・未委託の養育家庭や高齢等の理由で特別養子縁組が難しくなっている里親の活用を検討。

方針案 2：一時保護機能を持つ施設の新設

- 家庭的な環境を提供をするため、ユニット単位の個別の居住空間を必須とする。
- 一時保護以外にも多様な機能付加を検討（里親レスパイト、ショートステイ、ケアリーバー向けの一時避難的な居場所 等）。

措置 ～在宅指導、家族再統合への指導～

視点：親子関係の再構築支援

【課題】◆保護者支援プログラムの活用だけでなく、子どもの権利に根差したパーマネンシー保障の観点から、家庭復帰に向けた総合的な支援体制を構築する必要がある。

◆早期の家庭復帰に向けて入所中の家庭にも積極的な活用を推し進めるとともに、予防的観点から児童相談所のケースとなる前段階からの支援等を検討する必要がある。

【方針案：重層的・継続的な支援体制の構築】

- プログラムの活用だけではなく、保護者との面談等の場面においても親子関係再構築の視点から相談援助を行うために、職員のスキル向上を目指した研修受講を促進。
- 家庭復帰の目途が立った家庭に対する支援や再措置防止のための長期的支援に向けて特化した職員や専任チームの創設。

(措置入所ケースの分類)

分類	概要	基本的な対応方針
Aケース	1年以内の家庭復帰を目指す家庭	保護者支援プログラムの活用
Bケース	3年以内の家庭復帰を目指す家庭	早期の家庭復帰移行を目指した支援
Cケース	家庭復帰に長い期間を要する家庭	保護者と児童福祉司・心理司の関係性構築、保護者と子どもの関係性維持
Dケース	・家庭復帰が見込めない家庭 ・棄児、保護者死亡等の子ども	・子どもの自立支援 ・親族養育、特別養子縁組の検討

【方針案：多様な場面・目的での事業活用】

- 現状、保護者カウンセリングは在宅指導中の家庭を中心に実施。
- 今後の展開：児相ケースとなる前からの早期支援／入所措置の防止（重篤化防止）
／家庭復帰後の再措置防止

<里親子に対する利用実績>

関係性が不安定となってしまった里親家庭において活用することで里親子関係を維持。

里親不調に伴う措置変更を防ぎ、家庭的な環境での養育を継続。

※事業展開にあたっては、保護者が前向きでないと、効果は希薄となることに留意。

(令和6年第1回目の事業利用状況)

事業名	参加数
保護者のカウンセリング・セラピー	8
児童へのケアプログラム	3
保護者の養育スキル支援	7～8 (予定)

措置 ～代替養育①～

視点：家庭養育優先原則の実現

【課題】

- ◆家庭養育優先原則を実現していくために必要な、「登録家庭数の増」「未委託家庭の解消」に向けて、それぞれ、どのような取組が有効か。

登録家庭数の増

【方針案】

- （再掲）ショートステイ協力家庭や養育家庭等の募集・PRを合同で実施。
 - （再掲）“短期間のみの養育家庭”を重点的にリクルート。
 - 親族里親制度の認知度を上げるためのPR活動を展開。
 - ・ケースとなっていない家庭であっても、親族里親と類似した状況（例：祖父母に子どもを預けている等）の家庭が一定数存在するものと想定。
 - ・一方で、認知度不足により親族里親制度が十分に利用されていない可能性がある。
 - ・制度活用により、相談支援や経済的支援などを通して、子どもにとってより良い養育環境の提供が可能。
 - ・制度趣旨に反して、実親が養育を放棄するきっかけとならないよう留意する。
 - ・親族が豊島区外に居住している場合もあるため、対象家庭の特定方法が課題。
 - いずれも、フォスタリング機関によるPR・リクルート活動の工夫が必要。
- ※児童の最善の利益を保障する観点から、都内全域の里親とマッチングを行っている。
そのため、区内里親を増やすだけでなく、都全体で里親数を増やす取組が重要。
また、里親等委託率を上げるためには、登録家庭数増の取組とは別の取組が必要。

措置 ～代替養育①～

視点：家庭養育優先原則の実現

未委託家庭の解消

【委託困難となる主な理由】

- ◆子どもに養育上の特徴があり施設養育が適していると思われる児童が多い。
- ◆家庭的な養育環境を拒む保護者が一定程度存在している（子の愛着が移ってしまう不安）。
- ◆子どもの年齢によって里親の希望から外れてしまう（特に学童期以降）。
- ◆共働きなど、委託前交流の時間を十分に確保できない場合。
- ◆保護者と里親の生活圏が重複している場合。

【方針案】

- 3歳未満児を一時保護から措置に切り替える場合は、必ず里親委託を検討することを徹底。
 - ・3歳未満児の委託率は、国の目標値との乖離が最も大きく、里親委託を強く推進する必要がある。
 - ・乳児院に一時保護委託をしている場合は、保護期間が極力短くなるよう努める。
- 未委託家庭の活用に向けた支援の強化。
 - ・未委託家庭を訪問して家庭状況を確認し、受託に向けて必要な環境を整える取組を更に進める。
- 里親委託の推進等に向けた体制強化を図るため、児童福祉司の採用・確保を更に推し進める。
 - ・里親委託は施設入所と比較して手続きや調整が多く、里親委託を推進することに伴い児童福祉司の負担が更に増加する。
 - ・また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネジメントの実現にあたっては、初動担当・地区担当・里親担当児童福祉司いずれも体制強化が必要。

※上記に加え、里親等への一貫した支援体制を構築するため、里親支援センターの設置検討も進める必要。

措置 ～代替養育②～

視点：特別養子縁組

【課題】

- ◆特別養子縁組を希望する家庭数は多いものの、実際に養子縁組が成立する家庭数は少なく、長期間未委託の状態が続くため、モチベーションや養育スキルの低下に繋がる恐れがある。
- ◆民間の養子縁組あっせん機関との間で、どのような連携を進めていくか。

【方針案】

- 東京都において、養子縁組里親が養育家庭として二重登録する場合の要件の変更が行われた。
 - ＜変更前＞短期間の受託かつ、受託期間中は原則として養子縁組候補児を受託できない。
 - ＜変更後＞受託期間中は原則として養子縁組候補児を受託できないという条件は変わらないが、長期間の受託も可能となった。
- ☞二重登録を働きかけ、養育家庭の登録数を増やす。
 - ・養育家庭への委託にあたり、子どもにとって最適な養育環境の選択肢が増える。
 - ・養子縁組のマッチングを待つ間の、モチベーション維持及び養育のスキルアップが期待できる。
- ※ 里親支援センターの設置検討に当たっては、養子縁組民間あっせん機関経由のものも含め、特別養子縁組成立後の支援体制の構築にも留意する。